

■ 令和2年度 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（居住支援法人活動支援事業） Q&A

○5/1 No.1～4.更新

| NO | 該当ページ | 該当箇所 | 質問 | 回答 |
|----|-----------------------------------|--|---|---|
| 1 | 【共通】 P3 | 2. 3補助金額の考え方 ① 基本項目 | 今回初めての応募ですが、法人指定後1年以上経過している場合、スタートアップ支援は加算されますか | 加算されません。2019年4月1日以降に法人指定を受けて1年未満の法人のみ対象となります。 |
| 2 | 【80%以上】 P8 | 4. 補助事業者の要件 ③ 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | 法人全体で10名未満ですが、就業規則の労働基準監督署への届出受理印は必要ですか。 | 労働基準法上は、社員10名未満の法人は労働基準監督署への就業規則の作成・届出義務は有りませんが、本補助事業上は、適切な労務管理を実施しているかが審査基準の必要項目となっておりますので、10名未満の法人でも作成・届出をお願いいたします。 |
| 3 | 【80%以上】 P8 【新規、80%未満】 P9 | 4. 補助事業者の要件 ③ 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | 新設法人のため、確定した決算書類の提出ができないのですが、どうすればよいでしょうか。 | 新設法人等で確定した決算書類の提出ができない場合には、月次の損益計算書等の提出をお願いします。 |
| 4 | 【80%以上】 P8 【新規、80%未満】 P9 | 4. 補助事業者の要件 ③ 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 | 3月決算のため、確定した決算書類の提出が応募期間に間に合わないのですが、どうすればよいでしょうか。 | 「確定後の直前期分」が必要ですので、応募期間に提出できる直近の書類をお願いします。 |

○5/21 No.5追加

| | | | | |
|---|-------------|-------------------|---|--|
| 5 | 【新規】 P13 | 7. 応募方法 1.応募期間 | 居住支援法人の指定を都道府県に申請しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で都道府県の処理が遅れている。どうすればよいか？ | 居住支援法人の指定の申請については、5/29までに各都道府県に手続きをお願いします。 都道府県の対応の遅れにより、法人指定が5/29までに間に合わない場合は、いつ頃法人指定を受けられるかを各都道府県に確認の上、推進事業室までメールにて必ずご連絡ください。 なお、その場合の法人指定は6月中に受けられるようにお願いします。 |
|---|-------------|-------------------|---|--|